

**愛知県情報公開条例第17条及び愛知県個人情報保護条例第27条に規定
する写しの作成に要する費用の額**

愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第17条及び愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）第27条に規定する写し（電磁的記録を用紙に出力したものを含む。以下同じ。）の作成に要する費用の額を次のように定める。

平成19年4月2日

愛知県公立大学法人理事長

改正 平成20年4月1日

文書の種別	区 分	費用の額
文書等	複写機により複写したもの（白黒で、日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 10円
	複写機により複写したもの（カラーで、日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 50円
電磁的記録	用紙に出力したもの（白黒で、日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 10円
	用紙に出力したもの（カラーで、日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 50円
	録音カセットテープ（記録時間120分のものに限る。）に複写したもの	1巻につき 100円
	ビデオカセットテープ（記録時間120分のものに限る。）に複写したもの	1巻につき 150円
	フロッピーディスク（日本工業規格×6223に適合する幅90ミリメートルのフレキシブルカートリッジに限る。）に複写したもの	1枚につき 30円
	光磁気ディスク（幅90ミリメートルの記憶容量230メガバイトのものに限る。）に複写したもの	1枚につき 200円
	光ディスク（日本工業規格×0606及び×6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量700メガバイトのものに限る。）に複写したもの	1枚につき 70円

備考1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。

2 法人以外のものに委託して写しを作成した場合における費用の額は、この表の区分にかかわらず、当該委託に係る費用の額とする。

3 この表の区分以外のものを作成に要する費用の額は、実費とする。